

鉄道営業法

1. 案内情報

手続名	: 動力車操縦者運転免許
手続根拠	: 鉄道営業法第21条 動力車操縦者運転免許に関する省令第5条
手続対象者	: 動力車操縦者運転免許を受けようとする者
提出時期	: 動力車操縦者運転免許を受けようとするとき
提出方法	: 運転免許申請書を作成し、地方運輸局鉄道部運転保安課へ提出して下さい。
手数料	: ・試験の全部を免除されない者 16,900円 ・試験の全部を免除される者 1,500円
添付書類・部数	: ・戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し ・申請者の免許用写真3枚
申請書様式	: 動力車操縦者運転免許に関する省令 第1号の2様式
記載要領・記載例	: 提出先となる地方運輸局運転保安課にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局鉄道部運転保安課	011-290-2732
東北運輸局鉄道部運転保安課	022-791-7526
新潟運輸局鉄道部運転保安課	025-244-6117
関東運輸局鉄道部運転保安課	045-211-7240
中部運輸局鉄道部運転保安課	052-952-8031
近畿運輸局鉄道部運転保安課	06-6949-6440
中国運輸局鉄道部運転保安課	082-228-8797
四国運輸局鉄道部運転保安課	087-835-6360
九州運輸局鉄道部運転保安課	092-472-4062

受付時間: 提出先にお問い合わせください。

相談窓口: 地方運輸局鉄道部運転保安課

3. 手続情報

審査基準: 動力車操縦者運転免許に関する省令第8条、第8条の2、第8条の3、
第8条の4、第8条の5、第9条

標準処理期間: 30日

不服申立方法: 行政不服審査法の規定による